

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人政和福社会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務を行った場合に報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等の報酬等は、理事会、評議員会またはその他の会議への出席など法人の業務を行った都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、法人事業所職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

別表 1

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,094 円 (手取り額 3,000 円)
上記の他、法人・事業所業務のための出勤	3,094 円 (手取り額 3,000 円)

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	3,094 円 (手取り額 3,000 円)
上記の他、法人・事業所業務のための出勤	3,094 円 (手取り額 3,000 円)

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3,094 円 (手取り額 3,000 円)
上記の他、法人・事業所業務のための出勤	3,094 円 (手取り額 3,000 円)